

北大阪商工会議所

新会館建設協力金について

当所は昭和23年に枚方市・寝屋川町・交野町・津田町を管轄する「社団法人 枚方商工会議所」として発足し、昭和46年に「北大阪商工会議所」に名称が変更され、現在に至ります。

枚方市大垣内町の官公庁団地に立地する「商工会議所会館」は、当所会員皆様のご協力により昭和45年に竣工し、長らく地域の皆様方に親しまれ、経済・産業に関する会員の声を集約し、行政に対して建議要望を行うことや、会員事業者の経営や創業を志される方々をご支援させていただくなど、地域産業の拠点としての役割を担ってまいりました。

しかしながら竣工後50年が経過して建物の老朽化が進行し、また耐震性の問題や多額の修繕費用が生じていたため、令和元年に一旦会館を閉鎖し、事務局機能を「枚方市 輝きプラザきらら6階」および枚方市駅前商業施設「ビオルネ」に仮移転させた上で、既存の枚方市大垣内町において新会館を建て替えることとなりました。

新会館建設を機に、これまで交野市を活動拠点としていた「情報センター」も新会館に入居いたします。ITやWEB活用のサポートを得意とする強みを活かし、「本所」と一体となって会員事業者様の経営の合理化・生産性の向上を推進させ、枚方市・寝屋川市・交野市の新たな産業支援拠点として、三市の経済に貢献してまいります。

現在、新会館建設に向けて準備を進めているところではございますが、皆様ご承知のとおり、昨今の材料費・人件費上昇に起因して、建設費用が高騰し、多額の資金が必要となります。

「商工会議所会館」は会員皆様の財産となることや、今後も長きに亘り、枚方市・寝屋川市・交野市の産業拠点となるべく施設でございます。

つきましては趣旨ご賢察の上、出費多端の折、誠に恐縮ではございますが、皆様方のご支援・ご協力を賜りたく、「新会館建設協力金」を募らせていただきます。



○新会館建設概要

所在地	枚方市大垣内町2-12-27		
階数	2階	構造	鉄骨造り
敷地面積	約1652.75㎡	建設面積	約907㎡
延床面積	約1,599㎡	駐車場	グラスパーキング12台
着工	令和7年11月	竣工	令和9年3月中旬予定

○新会館の特徴

1階フロア

- ・「**商工会議所 本所事務局**」を設置。会員事業者様はじめ創業を志される方々への経営相談や労働保険事務組合・共済事業などの業務を行い、会員企業の皆様をサポートさせていただきます。
- ・「**交流スペース**」では「知のオアシス」として、会員同士のみならず職員・地域の方々と交流いただき、有益な人脈やネットワークを築いていただきます。
- ・来館される方の飲食や会議室でのパーティーなどの需要に応えるため「**軽食スタンド**」を設置。
- ・会館外側からも直接入室が可能となる「**会議室**」を設置。ギャラリーとしても利用が可能です。
- ・各種団体様などにご入居いただける「**テナント事務所**」を設置。

2階フロア

- ・「情報センター」が入居し、1階の「本所事務局」と一体となって、管内のIT・DX化を推進。情報部門を有する全国でも稀有な強みを、会員事業者様の経営のため発揮いたします。
- ・180席が座れる「大会議室」を設置。利用人数に合わせて3室に分割が可能となります。セミナーや会議の開催他、パーティーの開催も可能です。
- ・1階と同じく「テナント事務所」を設置。

募集要項

○募集期間 令和7年3月～令和8年10月

○募集目標額 1億2千万円

※一口1万円で募集させていただきます。

※経理処理につきましては「建設協力金等に対する税法上の取り扱いについて」をご覧ください。

※全ての協力事業者様におかれましては、新会館建設後、当所会報誌・HP・新会館建設記念誌に社名を掲載させていただきます。

※10口（10万円）以上のご寄付の場合、新会館1階入口付近に設置する奉名板に社名を掲示させていただきます。

※奉名板に掲示させていただく「社名プレート」は、寄付額に応じた多段階のサイズにより作成させていただきます。

○協力金をご依頼させていただくご対象 法人・個人・各種団体 様

○お申し込み

1. お振込によるご寄付の場合

「建設協力金 申出書」にご記入の上、FAX または メールでお申込みください。

事務局より請求書をご送付させていただきますので、指定口座へのお振込をお願い申し上げます。

郵送先 〒573-1159 枚方市車塚1-1-1 輝きプラザきらら6階
北大阪商工会議所 新会館建設事業担当

FAX 072-841-0173 MAIL shinkaikan@kocci.or.jp

振込先口座 枚方信用金庫 本店営業部 普通口座 口座番号 0761109

口座名義 北大阪商工会議所

2. 商工会議所窓口でのご寄付の場合

窓口にて「建設協力金 申出書」に記載の上、お申し出ください。

本件問い合わせ先 北大阪商工会議所 新会館建設事業担当 堀家（ほりいえ）

TEL 072-843-5154 FAX 072-841-0173

MAIL shinkaikan@kocci.or.jp

建設協力金等に対する税法上の取り扱いについて

商工会議所会館建設に係る建設協力金は、「共同的施設の設置のために支出する費用」に該当し、次の通り経理処理をお願いすることになります。

(1) 負担された総額が20万円未満の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度において、損金経理をした時は、その事業年度の損金の額に算入されます。
- ②個人事業主 その支出した年分の必要経費に算入されます。

※「支出した日」は原則実際に支払った日ですが、会館建設着手前に協力金を支出した場合は、会館建設着手までは「前払費用」として算入し、会館の建設着手時に支出したものとして取り扱います。

【根拠法令】

法人税法第2条第24号、法人税法施行令第14条第1項第6号イ・第134条所得税法第2条第1項第20号、所得税法施行令第7条第1項第3号イ・第139号の2、法人税基本通達9-7-15の3(2)

(2) 負担された総額が20万円以上の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度の繰延資産に計上します。
- ②個人事業主 その支出した年分の繰延資産に計上します。

【減価償却期間及び方法】

イ. 償却期間 10年

ロ. 償却方法 均等償却

ハ. 償却開始の時期

償却開始の時期は、会館建設着手前に協力金を支出した場合は建設に着手した時から、会館建設着手後に協力金を支出した場合は協力金を支出した時からとなります。

ニ. その他

協力金を分割して支出する場合は、総額が確定していてもその総額を未払金に計上して償却することはできませんが、分割期間が短期間（おおむね3年以内）の場合は、当初に総額を計上して償却することも可能です。

【根拠法令】

法人税法第32条第1項、法人税法施行令第64条第1項第2号

法人税基本通達8-2-3・8-2-4・8-3-3・8-3-5

所得税法第50条第1項、所得税法施行令第137条第1項第2号、

所得税基本通達50-3・50-4・50-5

(3) 消費税

協力金は課税仕入れに該当しません。

【根拠法令】

消費税法基本通達5-5-6

※ご注意

個人事業主でない給与所得者等の個人の方については、繰延資産の取り扱いや寄付金控除の対象となりません。

北大阪商工会議所 建設協力金 申出書

R8.7/17

北大阪商工会議所 会頭 佐々木 啓益
名誉会頭 久門 哲男 宛て

会館建設の趣旨に賛同し、以下の通り建設協力金の申し出をします。

申出口数・金額

申出口数（ ）口、 金（ ）円也

※一口1万円で募集させていただきます。

※奉名板に掲示させていただく「社名プレート」は、寄付額に応じた多段階のサイズにより作成させていただきます。

※10万円の協力金の場合、縦2cm・横10cmの大きさの社名プレートを予定しています。

金額によって社名プレートを大きくする予定です。（大きさの詳細については現在検討中です。）

協力金寄付者のお名前（個人名または法人名・団体名）を当所のホームページ及び印刷物・

奉名板への掲載・公表について 【 ☐承諾します : ☐承諾しません 】

社名プレートに記載する名称 : （例）北大阪商工商事株

【 】

※法人の表記等は、(株)・(有)・(一社)・(医) 等の表記で統一させていただきます。

令和 年 月 日

所在地 〒（ ） 住所

事業所名

代表者

担当者名

部課名

電話番号

※申込書の提出は、FAX または メールにてお願いいたします。

郵送先 〒573-1159 枚方市車塚1-1-1 輝きプラザきらら6階北大阪商工会議所 新会館建設事業担当

FAX 072-841-0173

メール shinkaikan@kocci.or.jp

※協力金受領書につきましては、入金が確認でき次第送付いたします。

※協力金に際しお知らせいただいた氏名・住所その他個人情報とは協力金受入事務、協力者の顕彰上に必要な範囲及びこれらに付随する事項を行うために利用し、以上の目的以外には利用いたしません。